

北海道警察被疑者取調べ監督実施要綱の制定について

令和5年4月26日

道本総第402号（各部合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
道警察における被疑者取調べの監督については、これまで「北海道警察被疑者取調べ監督実施要綱の制定について」（令元． 5． 27道本総第797号）により実施してきたところであるが、この度、被疑者取調べの状況の確認に係る取調べ室外部からの視認（以下「視認」という。）の実施基準を明確化するとともに、被疑者取調べの事前連絡、被疑者取調べの状況の報告要領等について所要の改正を行い、新たに別添のとおり「北海道警察被疑者取調べ監督実施要綱」を定め、令和5年5月8日から実施することとしたので、次の事項に留意の上、適正な運用に努められたい。

なお、次の通達は、同日付けで廃止する。

○ 「北海道警察被疑者取調べ監督実施要綱の制定について」（令元． 5． 27道本総第797号）

○ 「被疑者取調べ状況の報告要領の制定について」（令2． 5． 27道本総第751号）

記

第1 趣旨

道警察における被疑者取調べの監督を円滑かつ適切に行うため必要な事項を定め、もって不適正な取調べの未然防止を図ろうとするものである。

第2 解釈及び運用方針

項 目	解 釈 及 び 運 用 方 針
1 定義（要綱第2の事項関係）	「規則第3条第1項第1号に規定する被疑者取調べ」とは、取調べ室又はこれに準ずる場所において警察官が行う被疑者の取調べをいうものである。この場合における「取調べ室又はこれに準ずる場所」は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。）第182条の2第1項に規定する取調べ室又はこれに準ずる場所と同義である。
2 取調べ監督官の指名（要綱第4の事項関係）	(1) 警察本部若しくは方面本部又は警察署において、取調べ監督官を指名するときは、次に掲げる基準により行うものとする。 ア 警察本部 総務課の取調べ監督業務を担当する警部以上の階級にある警察官 イ 方面本部 警務課の取調べ監督業務を担当する警部以上の階級にある警察官 ウ 警察署 警務課の取調べ監督業務を担当する警部以上の階級にある警察官 (2) 取調べ監督官（要綱第5又は第6の事項の定めにより

	<p>その職務を補助する場合における取調べ監督補助者又は当直責任者等を含む。5の事項、6の(2)の事項及び8の事項において同じ。)は、規則第4条第1項の規定により、警察本部若しくは方面本部又は警察署に置かれる取調べ室(これに準ずる場所を含む。以下同じ。)に係る被疑者取調べについて同条第2項各号に掲げる職務を行うこととされているが、この場合においては、次の事項に留意すること。</p> <p>ア 「警察本部又は方面本部に置かれる取調べ室」には、本庁舎以外の庁舎に置かれる取調べ室も含むものであること。</p> <p>イ 「警察署に置かれる取調べ室」には、分庁舎、交番及び駐在所の取調べ室も含むものであること。</p> <p>(3) 取調べ監督担当者指名簿(別記第1号様式)は、警察本部総務課若しくは方面本部の警務課又は警察署の警務課に備え付けるものとする。</p>
<p>3 取調べ監督補助者の指名(要綱第5の事項関係)</p>	<p>(1) 取調べ監督補助者の指名は、諸般の状況から真に必要と認められ、かつ、取調べ監督官が指導や教養を徹底でき、取調べ監督補助者として責任を持って業務を遂行できる警察官を必要最小限度の範囲で指名するものとする。また、警察本部若しくは方面本部又は警察署において、取調べ監督補助者を指名するときは、規則第4条第3項に規定する犯罪捜査と被疑者取調べの監督の分離の趣旨に配慮するとともに、次に掲げる基準により行うものとする。</p> <p>ア 警察本部</p> <p>(7) 総務課の取調べ監督業務を担当する警部補の階級にある警察官</p> <p>(4) 琴似留置場に勤務する警部、警部補及び巡查部長の階級にある警察官(看守係の者を除く。)</p> <p>(5) 鉄道警察隊、自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊及び高速道路交通警察隊の警部及び警部補の階級にある警察官</p> <p>イ 方面本部</p> <p>(7) 警務課の警部及び警部補の階級にある警察官</p> <p>(4) 機動警察隊の警部及び警部補の階級にある警察官</p> <p>ウ 警察署</p> <p>警務課の警部補の階級にある警察官。ただし、必要性を慎重に検討の上、警務課の巡查部長及び警務課以外の課の警部補以上の階級にある警察官を指名することができるものとする。</p> <p>(2) 特段の事情がない限り、警察署の分庁舎に勤務する警</p>

	<p>察官のうち少なくとも一人を前項のウに掲げる基準により取調べ監督補助者に指名するものとする。</p> <p>(3) 取調べ監督補助者が取調べ監督官の職務を補助する場合であっても、被疑者取調べの監督の責任者は取調べ監督官であることから、取調べ監督官と取調べ監督補助者は、確実な引継ぎを行うなど緊密な連携を図るものとする。</p>
<p>4 当直時間帯における被疑者取調べの監督（要綱第6の事項関係）</p>	<p>(1) 当直責任者等は、当直時間帯における取調べ監督補助者として、被疑者取調べ予定の把握、結果の確認等を通じて、被疑者取調べの状況を確認するものとする。</p> <p>(2) 当直時間帯においても、被疑者取調べの監督の責任者は取調べ監督官であることから、当直時間帯の前後において、速やかに業務を当直責任者等に引き継ぐなど相互に緊密な連携を図るものとする。</p> <p>(3) 当直責任者等が当直時間帯において取調べ監督補助者の職務に従事するときは、指名簿による指名を要しないものとする。</p>
<p>5 確認等（要綱第7の事項関係）</p>	<p>(1) 捜査主任官（規範第20条第1項に規定する捜査主任官をいう。捜査主任官が指名される前又は北海道警察捜査指揮規程（平成4年警察本部訓令第15号）第10条第1項ただし書きの規定により捜査主任官の指名を省略した場合における捜査を担当する所属の警部又は警部補の階級にある警察官を含む。以下同じ。）又は被疑者取調べを担当する警察官（被疑者取調べを補助する者を含む。以下同じ。）は、予定されている被疑者取調べについて、その日時及び場所、被疑者名その他判明している事項を、速やかに北海道警察情報管理システムによる取調べ監督業務（以下「取調べ監督業務」という。）に新規登録するとともに、自所属の取調べ監督官に対し、その内容の事前連絡を行うこと。</p> <p>(2) 他の所属の取調べ室（これに準ずる場所を含む。以下同じ。）で被疑者取調べを行う予定がある場合は、事前連絡を受けた自所属の取調べ監督官が、当該取調べ室に係る取調べ監督官に対して、口頭等の適宜の方法で視認の依頼等を行うこと。ただし、他都府県警察の取調べ室で被疑者取調べを行う予定がある場合は、捜査部門が行う共助とは別に、警察本部総務課取調べ監督室に事前連絡を行うこと。</p> <p>連絡を受けた警察本部総務課取調べ監督室は、警視庁又は他府県警察本部の取調べ監督業務担当課を経由して、当該所属に対して視認等の依頼を実施するものとする。</p>

(3) 捜査主任官又は被疑者取調べを担当する警察官は、取調べ状況報告書を作成したときは、速やかにその記載内容を取調べ監督業務に訂正・追記して登録を完成させるとともに、当該取調べ状況報告書の写しを取調べ監督官に提出すること。

(4) 「規則第6条第1項に規定する被疑者取調べの状況の確認」は、事件指揮簿及び取調べ状況報告書の閲覧その他の方法により行うこととされているが、この場合においては、次の事項に留意すること。

ア 「取調べ状況報告書の閲覧」には、取調べ状況報告書の写し又はその記載内容を反映したシステムのデータの閲覧を含むものであること。

イ 「その他の方法」とは、取調べ室の外部からの視認、取調べ室の使用状況が明らかとなる簿冊その他の関係簿冊の閲覧、被疑者取調べに関する苦情の通知を受けること等をいうものであること。

なお、視認する場合は、被疑者から容易に望見されることのないよう配慮するなど被疑者取調べに支障を来すことのないように留意すること。

(5) 前事項の確認は、取調べ監督官が被疑者取調べに際し、視認、取調べ状況報告書の閲覧等により把握するための作用であり、その過程において現に監督対象行為（規則第3条第1項第2号に規定する監督対象行為をいう。以下同じ。）があると認める場合には、原則として捜査主任官に対し、被疑者取調べの中止その他の措置をとるよう求めること。

(6) 取調べ監督官が被疑者取調べの確認を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 捜査主任官と取調べ予定の連絡・確認、被疑者取調べの監督を行うに当たって明らかに支障を来す特別な事情の有無その他の連絡を緊密に行うこと。

イ 被疑者取調べの状況の確認は、全ての被疑者取調べについて行うこと。

ウ 捜査主任官又は被疑者取調べを担当する警察官から特に視認の要請がある場合のほか、次の(ア)から(カ)のいずれかに該当する被疑者の取調べは、原則、視認を行うこと。ただし、録音・録画を実施する場合、同一事件に係る被疑者取調べをすでに視認している場合、又は交番駐在所等の場所で行われる場合は、視認を省略することができる。

なお、下記に列挙する事項以外の被疑者の取調べで

あつても、視認を行うことを妨げるものではない。

(ア) 黙秘・否認する者

(イ) 薬物事犯被疑者

(ウ) 暴力団関係者

(エ) 公務員・著名人

(オ) 暴れる、又は暴言など特異言動を発するおそれがある者

(カ) 知的障害等を有する者（任意被疑者）

エ 被疑者取調べを担当する警察官からの事情聴取を行う場合は、監督対象行為が行われているか否かを確認するため必要最小限度の範囲で行うこと。

オ 他の所属において捜査中の事件に係る被疑者取調べについて、当該被疑者取調べに係る取調べ状況報告書その他の関係書類の閲覧を行うに当たっては、当該所属に係る取調べ監督官と緊密に連絡しつつ、当該関係書類の送付を受ける等して当該被疑者取調べの状況を確認すること。

(7) 被疑者取調べの監督は、各都道府県警察の事務であるので、道警察以外の警察の捜査に係る被疑者取調べの監督は、当該警察で行うこととなる。ただし、警察法（昭和29年法律第162号）第59条の規定に基づき、協力の範囲内で取調べ監督官が視認を行うことを妨げるものではない。

(8) 取調べ監督官は、被疑者取調べの状況の確認を行ったときは、次の事項の方法により、監督実施結果を登録して記録しておかなければならない。

ア (3)の事項の定めにより提出された取調べ状況報告書の写しを閲覧確認するとともに、取調べ監督業務の登録内容と突合し、登録誤りがないか確認した後、速やかにその閲覧確認結果を取調べ監督業務に登録すること。この場合における取調べ状況報告書の写しは、確認終了後、速やかに裁断等復元できない方法により廃棄しなければならない。

イ 視認した場合は、その視認結果を速やかに取調べ監督業務に登録すること。ただし、他の所属が捜査を担当する事件の取調べに係る視認結果は、当該所属の取調べ監督官に対して視認結果を口頭等により連絡し、連絡を受けた取調べ監督官が取調べ監督業務に登録することができる。

なお、他都道府県警察に依頼した被疑者取調べの状況の確認結果については、警察本部総務課取調べ監督室

	<p>において取調べ監督業務に登録するものとする。</p>
<p>6 苦情の通知等 (要綱第8の事項 関係)</p>	<p>(1) 職員は、捜査員であれば捜査主任官、留置担当者であれば留置主任官等（北海道警察留置施設及び被留置者の処遇に関する訓令（平成19年警察本部訓令第14号）第4条第1項に規定する留置主任官又はその代行者をいう。）を通じて、被疑者取調べに係る苦情について、全て取調べ監督官に通知しなければならない。</p> <p>(2) 他所属の被疑者取調べに係る苦情を受理した職員は、取調べ監督官を通じて速やかに、当該被疑者取調べを担当する取調べ監督官に当該苦情の申出を受けた旨及びその内容を通知しなければならない。</p>
<p>7 巡察官の指名等 (要綱第9の事項 関係)</p>	<p>(1) 警察本部又は方面本部において、巡察官を指名するときは、次に掲げる基準により行うものとする。</p> <p>ア 警察本部 総務課の取調べ監督業務を担当する警部以上の階級にある警察官</p> <p>イ 方面本部 警務課の取調べ監督業務を担当する警部以上の階級にある警察官</p> <p>(2) 巡察官は、取調べ監督官を兼務することができる。</p> <p>(3) 巡察官による巡察は、規則第8条第1項前段の規定により、警察本部長又は方面本部長が必要と認めるときに行うものとされている。この場合における「巡察」とは、規則第6条第1項に規定する確認と性格を同じくする作用であるが、より斉一性が図られた被疑者取調べ状況の把握を目的として行われるものである。</p> <p>(4) 巡察官は、被疑者取調べの状況の確認を行うほか、巡察対象所属の職員に対し、適宜、被疑者取調べの監督に係る指導及び教養を行うものとする。</p>
<p>8 被疑者取調べの 状況等の報告（要 綱第10の事項 関係）</p>	<p>(1) 第10の1の事項の「規則第9条第1項の規定による報告」が捜査主任官の指揮者たる立場で行う報告であるのに対し、第10の2の事項の「規則第9条第2項の規定による報告」は被疑者取調べの監督の責任者たる立場で行う報告である。</p> <p>(2) 取調べ監督官は、次に掲げる事項の方法により被疑者取調べの状況等の集計を行うこと。ただし、週休日又は休日においてはこの限りではない。</p> <p>ア 5の(3)及び(8)の事項の定めによる登録が完了した取調べ状況報告書の記載内容、監督実施結果等のデータについて、午前8時45分以降に、その前日分（その前日までに未登録のものがある場合は、これを含む。以</p>

下「一覧表データ」という。)を取調べ監督業務により集計すること。

イ アの事項の定めにより集計した一覧表データに基づき、毎日、取調べ状況管理一覧表(別記2号様式)を作成すること。この場合においては、取調べ監督業務の登録データを当該様式に自動反映させる機能を使用すること。

ウ 集計の対象となる被疑者取調べが行われなかった場合は、取調べ状況管理一覧表の作成を省略することができる。

(3) 警察署長は、自署における被疑者取調べの状況について、週休日又は休日を除く毎日午後2時30分までに取調べ監督業務により警察本部長又は方面本部長に報告するものとする。この場合における報告は、札幌方面の警察署長は警察本部総務課長、札幌方面以外の方面の警察署長は当該方面本部警務課長に一覧表データを送付して行うものとする。

(4) (3)の事項の定めによる報告を受けた方面本部警務課長は、当該方面管内における被疑者取調べの状況を集約し、午後3時30分までに警察本部総務課長に、取調べ監督業務により一覧表データを送付するものとする。

(5) 週休日又は休日に集計すべき一覧表データについては、週休日又は休日明けに(3)及び(4)の事項の定めに従い報告するものとする。

(6) 警察本部総務課長は、送付された一覧表データの毎月の集約結果を、警察本部長に報告するものとする。方面本部警務課長が方面本部長に対して報告を行うときは、前事項の定めに従って行うものとする。

(7) 「規則第9条第2項の規定による報告」とは、取調べ監督官が規則第6条第3項又は同条第4項の規定により、被疑者取調べの中止その他の措置を求め、又は自ら当該措置を講じたときに行われる報告である。この場合において「その他の措置」とは、取調べ監督官が現に監督対象行為があると認める場合であっても、取調べ監督官から見てその程度が非常に軽微な言動であり、被疑者取調べを即時に中断するまでの必要はないと判断されるときにおいて、当該行為が繰り返されること等を防ぐため、捜査主任官に対して被疑者取調べを担当する警察官を説諭するよう促すことや被疑者取調べに他の捜査員を立ち合わせることを提案する等の措置を講ずることをいうものである。

	(8) 監督対象行為措置結果報告書（別記第3号様式）は、警察本部総務課又は方面本部の警務課に備え付けるものとする。
9 取調べ調査官の指名等（要綱第11の事項関係）	<p>(1) 警察本部又は方面本部において、取調べ調査官を指名するときは、次に掲げる基準により行うものとする。</p> <p>ア 警察本部 総務課の取調べ監督業務を担当する警視以上の階級にある警察官</p> <p>イ 方面本部 警務課の取調べ監督業務を担当する警視以上の階級にある警察官</p> <p>(2) 取調べ調査官は、巡察官を兼務することができる。</p> <p>(3) 「規則第10条第1項に規定する調査」とは、確認と異なり、現場的なものではなく、警察として最終的に監督対象行為の有無を確定させるための事後的な作用である。</p> <p>(4) 取調べ調査官は、前事項の調査を実施するために必要があると認めるときは、当該調査に係る被疑者取調べを指揮する警察署長等に対し、説明又は資料の提出、捜査主任官又は被疑者取調べを担当する警察官からの事情聴取その他必要な方法を取り得る。ただし、被疑者からの事情聴取は、他の方法によっては調査ができない等限定的な場合に限り、行うものとする。</p> <p>(5) 調査結果報告書（規則の別記様式）は、警察本部総務課又は方面本部の警務課に備え付けるものとする。</p>

別添

北海道警察被疑者取調べ監督実施要綱

第1 趣旨

道警察における被疑者取調べの監督に関しては、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）その他別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 定義

- 1 この要綱において「被疑者取調べ」とは、規則第3条第1項第1号に規定する被疑者取調べをいう。
- 2 この要綱において「当直責任者」とは、北海道警察処務規程（昭和45年警察本部訓令第2号）第58条第1項に規定する当直責任者をいう。

第3 取調べ監督業務担当課

規則第4条第1項に規定する取調べ監督業務担当課は、警察本部にあつては総務課、方面本部にあつては警務課とする。

第4 取調べ監督官の指名

警察本部長若しくは方面本部長又は警察署長は、規則第4条第1項の規定により取調

べ監督官を指名するときは、取調べ監督担当者指名簿（別記第1号様式。以下「指名簿」という。）により行うものとする。

第5 取調べ監督補助者の指名

警察本部長若しくは方面本部長又は警察署長は、必要があると認めるときは、指名簿により、当該部署の取調べ監督官の職務を補助する者（以下「取調べ監督補助者」という。）を指名することができるものとする。

第6 当直時間帯における被疑者取調べの監督

当直時間帯においては、警察本部若しくは方面本部又は警察署の当直責任者及び当直副責任者にあたる幹部警察官（以下「当直責任者等」という。）をもって取調べ監督補助者とする。

第7 確認等

取調べ監督官又は取調べ監督補助者（前事項の定めにより当直時間帯における取調べ監督補助者である当直責任者等を含む。第10の1の事項において同じ。）は、規則第6条第1項に規定する被疑者取調べの状況の確認を行ったときは、その結果を記録しなければならない。

第8 苦情の通知等

職員は、被疑者取調べについての苦情の申出を受けたときは、規則第7条の規定による通知を行うとともに、北海道警察相談取扱規程（平成13年警察本部訓令第10号）の定めるところにより、迅速かつ適正に処理しなければならない。

第9 巡察官の指名等

- 1 警察本部長又は方面本部長は、規則第8条第1項前段の規定により巡察官を指名するときは、指名簿により行うものとする。
- 2 第7の事項の定めは、巡察官が規則第8条第1項後段の規定による確認を行った場合について準用する。

第10 被疑者取調べの状況等の報告

- 1 規則第9条第1項の規定による報告は、北海道警察情報管理システムによる取調べ監督業務を用いて、毎日の被疑者取調べの状況を集計して行うものとする。この場合において、取調べ監督官又は取調べ監督補助者は、集計した結果に基づき、取調べ状況管理一覧表（別記第2号様式）を作成するものとする。
- 2 警察本部総務課長若しくは方面本部の警務課長又は警察署長（第12の事項において「総務課長等」という。）は、規則第9条第2項の規定による報告をするときは、監督対象行為措置結果報告書（別記第3号様式）により行うものとする。

第11 取調べ調査官の指名等

- 1 警察本部長又は方面本部長は、規則第10条第1項の規定により取調べ調査官を指名するときは、指名簿により行うものとする。
- 2 取調べ調査官は、規則第10条第1項に規定する調査をしたときは、調査結果報告書（規則の別記様式）により、速やかに、警察本部長に（方面本部の取調べ調査官にあつては、当該方面本部長に）その結果を報告しなければならない。
- 3 方面本部長は、前項の規定による報告があつたときは、その内容を遅滞なく、警察本部長に報告するものとする。

第12 指導教養

総務課長等は、職員に対し、被疑者取調べの監督について必要な指導教養を行うものとする。

第13 公安委員会への報告

規則第11条の規定による北海道公安委員会又は方面公安委員会に対する報告は、毎年度1回とする。ただし、必要に応じ、その回数を多くすることを妨げない。

第14 その他

- 1 被疑者取調べの監督に係る指示及び報告の受理については、総務部長が専決することができるものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、被疑者取調べの監督に関して必要な細目的事項は、総務部長が定める。

※ 別記様式は省略